

厚生労働省和歌山労働局発表
平成30年9月28日

担 当	厚生労働省和歌山労働局	
	労働基準部	
	監督課長	津田 恵史
	過重労働特別監督監理官	中前 英人
	電 話 073(488)1150	
F A X 073(475)0113		

11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

～ 過重労働の撲滅に向けた重点監督、ベストプラクティス企業への訪問等を実施～

和歌山労働局（局長 まつぶち あつき 松淵 厚樹）では、過重労働の撲滅に向けて重点監督などの取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

本年7月に公布された「働き方改革推進法」では、「時間外労働の上限規制」等が盛り込まれるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっています。

「過重労働解消キャンペーン」では、過労死等防止対策推進法に基づく11月の「過労死等防止啓発月間」の一環として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点監督や、和歌山労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問、リーフレットの配布などによる周知・啓発などの取組を集中的に実施します。

【過重労働解消キャンペーンの概要】

1 キャンペーン期間

平成30年11月1日（木）から30日（金）まで

2 実施事項

（1）重点監督を実施します

過重労働の撲滅に向けて、長時間労働や賃金不払残業が疑われる企業等に対して、集中的な監督指導を実施します。

（2）ベストプラクティス企業を訪問します

和歌山労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

（3）「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を実施します

11月4日（日）9時00分～17時00分

フリーダイヤル（全国共通）0120-794-713

（4）過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

日時 平成30年11月29日（木）13時30分～16時00分

場所 和歌山ビッグ愛 大ホール（〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2）

1 キャンペーン期間

平成30年11月1日（木）から30日（金）まで

2 実施事項

(1) 重点監督を実施します

労働局等への各種届出や労働局等が把握する情報から、長時間労働や賃金不払残業が疑われる企業等に対して、集中的な監督指導を実施します。

重大・悪質な法違反が認められた場合には、送検を行い、又は求人受理の保留を行うなど、厳正に対処します。

(2) ベストプラクティス企業を訪問します

和歌山労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

(3) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンに先立ち、労使等関係 8 団体に協力要請を行います。

長時間労働削減・年次有給休暇取得促進を始めとする「働き方改革」に向けた取組に関する積極的な周知・啓発などの取組を、当該団体を通じて県内に周知啓発するほか、和歌山労働局・労働基準監督署・ハローワーク（以下「労働局等」という。）が実施する説明会、事業場への指導の場などを利用して関係者に対して促します。

協力要請団体

：和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会和歌山県連合会（連合和歌山）、和歌山県労働基準協会、和歌山県トラック協会、和歌山県社会保険労務士会

(4) 「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を実施します

11月4日（日）9時00分～17時00分の間に全国一斉の電話相談を実施します。

フリーダイヤル（全国共通）^{フリーダイヤル} 0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3 ^{なくしましよ} ^{長い残業}

11月4日以外の日も、様々な労働問題に関する相談を受け付けています。

相談窓口（平日 8時30分～17時15分）

- ・和歌山労働局 総合労働相談コーナー 0 7 3 - 4 8 8 - 1 0 2 0
- ・和歌山労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0 7 3 - 4 8 8 - 1 2 0 0
- ・御坊労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0 7 3 8 - 2 2 - 3 5 7 1
- ・橋本労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0 7 3 6 - 3 2 - 1 1 9 0
- ・田辺労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0 7 3 9 - 2 2 - 4 6 9 4
- ・新宮労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0 7 3 5 - 2 2 - 5 2 9 5

夜間・土日相談窓口

- ・労働条件相談ほっとライン^{フリーダイヤル} 0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0 ^{はい！} ^{ろうどう}

（月～金：17時00分～22時00分、土日：9時00分～21時00分）

年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除きます。

(5) 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議と連携して、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

日時 平成30年11月29日（木）13時30分～16時00分

場所 和歌山ビッグ愛 大ホール（〒640 - 8319 和歌山市平手2丁目1 - 2）

はたらき過ぎは危険信号、 あなたも職場も

あなたにとって労働とはなんでしょうか？
働くことは大切ですが、働き過ぎは問題です。
長時間の労働は、健康障害のリスクも高まり、
賃金不払残業、ひいては過労死にも繋がる危険があります。
この機会に職場環境を見直してみませんか？

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら>>>

なくしましょう 長い 残業

0120-794-713
11月4日(日) 9:00 ~ 17:00

専用WEBサイト



 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

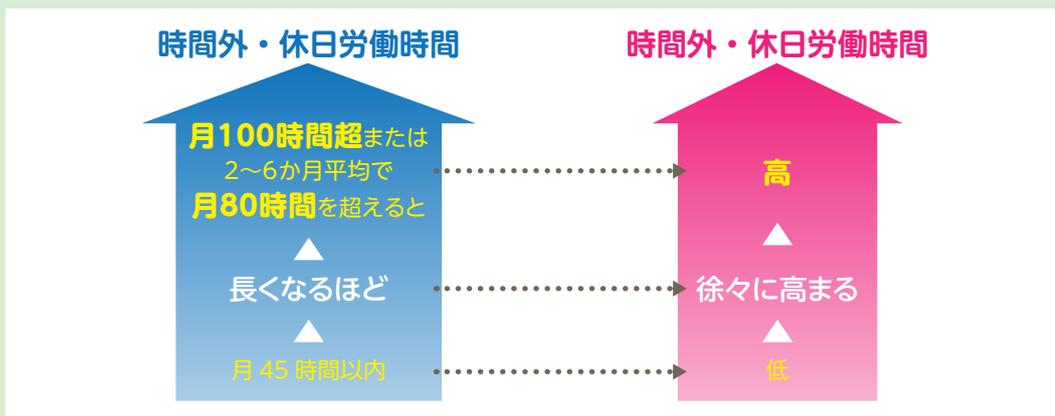
労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{*1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{*2}

①時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ・36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準^{*3}に適合したものとする必要があります。
- ・特別条項付き協定^{*4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ・休日労働についても削減に努めましょう。

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ・年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※5}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※3「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4「臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

※5「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成30年11月4日(日) 休日電話相談

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業

0120-794-713

にご相談ください。



厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 平成30年11月4日(日) 9:00～17:00

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業
0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

労働条件相談ホットライン
(月～金17:00～22:00、土・日9:00～21:00)

フリーダイヤル はい！ ろうどう
0120-811-610

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

労働基準

メール窓口

検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で計64回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

【専用ホームページ】<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



毎年11月は 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。



※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、 「過労死等防止対策推進シンポジウム」 を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



○過労死等防止対策推進シンポジウム

47都道府県48会場（東京は2会場）で開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

